

那須塩原市宿泊税の検討について

説明会開催

令和8年5月29日（金）塩原公民館

令和8年6月 1日（月）黒磯公民館

令和8年6月 2日（火）西那須野公民館

令和8年6月 3日（水）ハロープラザ

那須塩原市 産業観光部 ツーリズム推進課

1. 宿泊税とは？（地方税の分類）

宿泊税は、自治体が独自に課税する「法定外目的税」です。

法定税 地方税法で規定

法定普通税

使い道が制限されない税。
（例：住民税、固定資産税）

法定目的税

法律で使い道が指定されている税。
（例：入湯税）

法定外税 自治体が独自に創設

法定外普通税

独自に課税する、使い道が自由な税。
（例：熱海市の別荘等所有税）

法定外目的税

独自に課税する、特定の用途に充てる税。
（例：**宿泊税**）

地域の実情に応じて制度設計ができる、「観光財源」として注目されています。

1. 徴収制度の構造（特別徴収）



特別徴収とは：事業者の皆様は、市に代わって税金を徴収していただく仕組みです。

2. 那須塩原市観光の現状と課題

※県内全体の宿泊者数の90%以上を占める

※県内主要4市町 宿泊者数の回復状況（令和7年とコロナ禍前を比較）



- 相対的に観光回復が遅れている。
- 「選ばれる観光地」として新たな施策や再投資が必要。

3. 既存財源（入湯税・ふるさと納税）

入湯税の充当

法定目的税

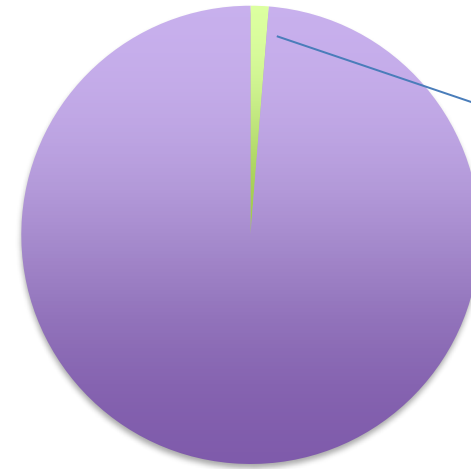
（用途：観光施設整備・観光振興、環境衛生施設整備、消防施設整備、鉱泉源の保護に限定）

税収の80%を観光に充当

入湯税の充当額以上に一般財源が観光施策に充当されているため、新たな施策の財源とすることは難しい。

ふるさと納税の限界

令和6年度実績
約7億7,400万円



うち産業観光を用途
約4,100万円
例年約5%
に留まる

財源規模や使い道を観光に限定できず、安定的な事業展開は難しい。

3. 将来のリスク：生産年齢人口の激減

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より

20年後の那須塩原市

22%

生産年齢人口の減少

2025年：約6.6万人 → 2045年：約5.1万人

- ・ 税収の大幅な落ち込みに直結
- ・ どの自治体も税収の減少は確実

持続可能な観光の実現に向けて
「観光専用財源」を持つことが、
地域競争力を高めます。

4. 宿泊税の使途（例）

まち全体の魅力向上

- ・文化財の維持・改修、ライトアップ
- ・まちの無電柱化推進
- ・伝統行事や文化体験の支援
- ・空き家・空き店舗の活用

二次交通の充実

- ・駅からシャトルバス運行
- ・ライドシェアやシェアサイクルの導入・拡充
- ・駐車場や歩道の整備

快適な環境づくり

- ・公衆トイレの洋式化、美化推進
- ・Wi-Fiや多言語案内の拡充
- ・キャッシュレス化支援
- ・バリアフリー化支援

戦略的広報

- ・データに基づくデジタル広告
- ・インバウンド誘致の強化
- ・観光地ブランドの再構築

持続可能な観光基金

- ・災害や感染症対策
- ・大規模プロジェクトの財源

5. 宿泊税の制度設計（要望書から）

項目	内容
課税客体	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税標準	上記施設における「宿泊数」
納税義務者	上記施設における「宿泊者」
徴収方法	特別徴収
制度見直し	導入から3年、以降は5年ごとに検討

5. 税率の設定について（要望書から）



定額
200円

✔ 事業者・宿泊者双方のメリット

事務負担の最小化：料金に応じた税率に比べ、計算ミスが起きにくく、フロント業務やシステムの改修が最もシンプルである。

※定率制及び段階的定額制は、宿泊料金と食事代を明確にして税額を計算する必要がある。

宿泊者のわかりやすさ：「一律200円」と明快なため、宿泊前から税額が把握できる。

5. 課税免除とする基準（要望書から）

🎒 学校行事（修学旅行等）

学校行事としての宿泊、およびその引率者（教員・乗務員等）は免除となります。

👶 年齢による免除（12歳未満）

入湯税に準ずる

12歳未満の児童・乳幼児の宿泊は一律免除。

5. 事業者への支援策（要望書から）

④ システム改修費等補助金

補助率50%、上限50万円

（対象：既存システムの改修、新規システムの構築、ハードウェア・ソフトウェアの購入経費）

⑤ 徴収事務手数料の交付

納期内納入額の2.5%

※導入から5年間は+0.5%

事務負担を報償し、納入額の一定割合を事業者へ還付します。

6. 税収見込みと運用スキーム

税収試算

約 1.8 億円

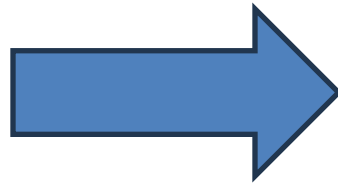
徴税経費(1千万)を除いた**約1.7億円**を観光財源として運用。

運用イメージ

- **基金化**
一旦基金へ積み立てた上で事業へ充当することで、一般財源化しない仕組み
- **使途検討委員会**
毎年度どのような事業に充てるか、事業者の皆様の見解を反映する体制を構築
- **事業成果の公開**
毎年度の事業成果を公開し透明性を確保

7. 今後のスケジュール（案）

今年度内の条例制定
に向けて検討を進めます



条例制定後は、十分な準備期間
及び周知期間を設けて徴収開始

今後の検討状況については、市ホームページ等でお知らせいたします。